

議案第21号

久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成22年久喜市条例第234号)の一部を次のように改正する。

第22条を第23条とする。

第21条中「第15条」を「第16条」に改め、同条を第22条とし、第18条から第20条までを1条ずつ繰り下げる。

第17条第2号中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第18条とする。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第2項中「第12条」を「第13条」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とする。

第12条第1項中「前条」を「第11条」に改め、同条を第13条とする。

第11条の次に次の1条を加える。

(地位の承継)

第12条 指定管理者として指定された団体について、合併、分割(当該指定管理者としての業務の全部を承継させるものに限る。)その他これらに類する行為があったときは、合併後存続する団体、合併により設立された団体、分割により当該指定管理者としての業務の全部を承継した団体又は合併若しくは分割に類する行為により当該指定管理者としての業務の全部を承継した団体は、当該指定管理者として指定された団体の当該指定管理者としての地位を承継する。

2 指定管理者は、前項の規定により当該指定管理者としての地位を承継させる場合は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による地位の承継があったときは、その旨を告示しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

指定管理者の地位の承継について規定したいので、この案を提出するものであります。